

ブラック企業への厳正な対処を求める意見書

労働者、特に若者を使い捨てにするような劣悪な雇用管理を行う企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題になっています。このブラック企業の多くに共通している特徴としては、法外な長時間・過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメント等の人権侵害行為の横行、高い離職率などが挙げられます。そのような企業で働く労働者の中には、働き続けることはもとより、社会生活を営むこともできなくなるまで追い込まれるケースも起きています。

労働者を使い捨てにするような雇用は、一時的には企業の利益をもたらすことがあるとしても、長期的には社会負担を累増させることから、健全で持続可能な社会づくりにつながるものではありません。

また、ブラック企業の存在・実態は、就職活動をする学生や就業・転職を目指す人たちの大きな関心事になっています。

日本の未来を担う若者が、安心して継続的に就労できる仕組みをつくり、雇用の安定を基盤とした景気の回復・拡大を図るためにも、早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・指導体制の強化や重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある対策の速やかな実施が求められています。

よって、国においては、ブラック企業に厳正に対処するよう下記の施策に取り組むことを強く求めます。

記

1. 労働行政における監視・指導体制の強化・拡充を図ること。
2. 労働基準法等違反企業に対する雇用管理の改善指導、状況に応じた企業名の公表など、厳格な対処措置を講ずること。
3. 求人票への離職率の明記など、企業に対して採用情報の公開・透明化を促すこと。
4. 雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

撰 津 市 議 会